

3 監視・指導体制の充実強化

希少野生動植物の違法な捕獲や採取等を防止するには、野生動植物の生態や保護管理に関する正しい知識と取り締まりに必要な一定の権限を有する人材を適所に配置することが望まれ、今後は、こうした人材の育成・確保と体制の整備・充実に努めていく必要がある。

(1) 人材の育成・確保

野生動植物の保護の重要性を一般に普及し、県民参加による保護活動を推進するには、野生動植物の生態や保護管理手法に関する正しい知識を有する専門の指導者を中心とした地域における組織的な取組みが重要であることから、既存の自然保護指導員や鳥獣保護員等の制度を活用しつつ、その人材の育成・確保に努める必要がある。

また、これらの指導員の採用等にあたっては、公募により意欲と熱意を有する人材の発掘に努め、指導者の資質によって取組みの効果に差が出ることがないように、専門的知識や一般への指導法に関する研修、情報交換等を実施し、人材のレベルアップを図ることが大切である。

今後は、こうした専門の指導者と教育機関が連携することにより、現在、小・中学校の環境学習において取り組んでいる野生動植物の保護に関する野外学習等がより効果的に展開されることが期待される。

(2) 体制の整備・充実

監視体制を確保するには、特に希少野生動植物が生息・生育する地域において、地元関係者の協力のもと、一般の登山者や観光客に対し、野生動植物とふれあう際のルールやマナーについて指導を行いながら、監視活動を継続的に実施する必要がある。

しかしながら、密猟や盗掘等の違反行為者に対しては、ボランティアでは適切な対応が困難な状況もあるため、今後、特定の希少野生動植物の違法な捕獲、採取、譲渡等の行為について一定の取り締まりが可能な法的権限を有する専門監視員の設置を検討する必要がある。

また、指導体制を確保するには、野生動植物の保護に携わる指導者の社会的位置付けを明確にすることが重要であることから、特に優秀な人材については、インストラクターとして認証する制度の創設や、これらの指導者がそれぞれの地域で効率的に活動を展開できるような連絡体制を整備する必要もある。